

破綻金融機関の処理のために講じた
措置の内容等に関する報告

平成23年12月

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出する。

目 次

I	はじめに	1
II	管理を命ずる処分等の状況	1
III	預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況	
	1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況	
	(1) 金銭の贈与	3
	(2) 資産の買取り	4
	(3) 優先株式等の引受け等	4
	2. 公的資金の使用状況	
	(1) 一般勘定	5
	(2) 金融再生勘定	6
	(3) 金融機能早期健全化勘定	6
	(4) 危機対応勘定	6
	(5) 金融機能強化勘定	7
	[参考]	
○	公的資本増強行に対する取組み	
	1. 金融機能早期健全化法等に基づく 経営健全化計画に係るフォローアップ	8
	2. 金融機能強化法に基づく 経営強化計画に係るフォローアップ	8

3. 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加の決定	8
○ 住専最終処理について	8

破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

平成23年12月

I はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について、平成23年4月1日以降平成23年9月30日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいる所存である。

II 管理を命ずる処分等の状況

平成23年4月1日以降平成23年9月30日までの間に、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）の対象下にある金融機関は、1行（日本振興銀行）である。

日本振興銀行については、平成22年9月10日に管理を命ずる処分が行われ、預金保険機構が金融整理管財人として選任され、処理にあっている。

（参考）平成23年3月31日までに講じられた主な措置

- ・ 第二日本承継銀行が日本振興銀行の事業の譲受け等を行うべき旨の決定（平成22年9月10日）
- ・ 東京地方裁判所が民事再生手続開始を決定（平成22年9月13日）
- ・ 預金保険機構が預金等債権の買取り（概算払）を実施（平成22年12月13日から平成23年3月31日）

日本振興銀行に関し、平成 23 年 4 月 1 日以降平成 23 年 9 月 30 日までの間に行われた措置は、以下のとおりである。

- ① 平成 23 年 4 月 25 日、金融庁長官より承継銀行の保有する資産として適当であることの確認を受けた資産及び預金保険で保護される預金等について、日本振興銀行から第二日本承継銀行に事業譲渡が行われた。

また、同日、承継銀行の保有する資産として適当であることの確認を受けた資産以外の資産の一部について、日本振興銀行から整理回収機構に譲渡が行われた。

(注) 日本振興銀行の事業譲渡については、〔参考Ⅱ－1〕を参照。

- ② 平成 23 年 4 月 25 日、日本振興銀行から第二日本承継銀行への事業譲渡にあわせ、預金保険機構より第二日本承継銀行への 1,041 億円の金銭の贈与及び日本振興銀行への 656 億円の金銭の贈与並びに日本振興銀行から 529 億円の資産の買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた。

なお、上記資金援助について、実施後に計数を精査した結果、付保預金の払戻しや貸出金の回収等が進んだことにより資産・負債額が変動したことから、これを調整するため、平成 23 年 9 月 27 日、第二日本承継銀行に対する 581 億円の金銭の贈与の減額（減額後の金銭の贈与額 460 億円）及び日本振興銀行に対する 95 億円の金銭の贈与の増額（増額後の金銭の贈与額 751 億円）等の決定が行われた。

(注) 日本振興銀行にかかる資金援助については、〔参考Ⅱ－2〕及び〔参考Ⅱ－3〕を参照。

- ③ 平成 23 年 7 月 27 日、日本振興銀行より、東京地方裁判所に対し、民事再生法上の手続に基づき、再生債権者に対する第一回目の弁済は 27%を予定していること等を内容とする再生計画案が提出された。

(注) 日本振興銀行の再生計画案の提出については、〔参考Ⅱ－4〕を参照。

- ④ 整理回収機構においては、平成 23 年 4 月 25 日に日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受け、日本振興銀行の旧経営陣等の責任追及に向けて調査・検討が行われてきた。平成 23 年 8 月 23 日、SFCGの貸付債権の買取りに係る承認が、旧役員取締役としての善管注意義務

に違反する行為であるとして、当時の取締役7名に対する損害賠償請求訴訟等が提起された。

なお、預金保険機構においては、引き続き、旧経営陣等の責任追及に向けて鋭意調査・検討が進められているところである。

(注) 日本振興銀行の旧役員に対する責任追及訴訟の提起については、〔参考Ⅱ－5〕を参照。

- ⑤ 管理を命ずる処分については、平成23年9月10日をもって1年を経過することとなっていたが、日本振興銀行に残置されている貸出債権の譲渡等については、なお時間を要することから、平成23年9月9日、預金保険法第90条の規定に基づき、日本振興銀行に対する管理の終了期限が平成24年9月10日まで延長された。

(注) 日本振興銀行に対する管理の終了期限の延長については、〔参考Ⅱ－6〕を参照。

- ⑥ 第二日本承継銀行においては、日本振興銀行から譲渡された資産について、平成23年9月期中間決算のために自己査定が行われた。その結果、貸倒引当金の増加により純資産額が減少する見込みとなったことから、第二日本承継銀行の財務の健全性を維持するため、平成23年9月27日、預金保険機構から第二日本承継銀行に対して88億円の出資を行うことが決定された。

(注) 第二日本承継銀行に対する出資については、〔参考Ⅱ－3〕を参照。

- ⑦ 預金保険機構から、平成23年3月に、最終受皿に求められる基本的な要件が提示され、最終受皿候補の募集が開始された。その後、受皿候補から提出された事業計画及び譲受条件等の審査が預金保険機構において行われた結果、平成23年9月30日、イオン銀行が日本振興銀行の最終受皿に選定された。

(注) 日本振興銀行の最終受皿の決定については、〔参考Ⅱ－7〕を参照。

Ⅲ 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況

1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

(1) 金銭の贈与

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関から事業譲渡等

を受ける救済金融機関等に対する金銭の贈与は、報告対象期間中で、1,696億円、これまでの累計で19兆356億円となっている。この累計のうちいわゆるペイオフコストの範囲内の金銭の贈与の額は7兆6,225億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与の額は11兆4,130億円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業務勘定は平成14年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

(2) 資産の買取り

預金保険機構による資金援助のうち、破綻金融機関からの資産の買取りは、報告対象期間中で529億円、これまでの累計で6兆5,191億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取りは、平成14年度末までは特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後は一般勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、買取りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

(3) 優先株式等の引受け等

- ① 預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能早期健全化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能早期健全化勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

（注）金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等の申請は、平成13年3月31日（特定協同組織金融機関等については平成14年3月31日）までとなっている。

- ② 預金保険機構による預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で1兆9,600億円となっている。
預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機

対応勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて引受け等を行っている。

- ③ 預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（以下「組織再編成促進特別措置法」という。）に基づく優先株式等の引受け等の額は、これまでの累計で60億円となっている。

組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されていたが、平成16年度末に同勘定は廃止され、同勘定に属する資産及び負債は金融機能強化勘定（下記

- ④参照）に帰属している。

（注）組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等の申請は、平成16年7月31日までとなっている。

- ④ 預金保険機構による金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で4,145億円となっている。

金融機能強化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能強化勘定で経理されており、預金保険機構は同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付けを行っている。

（注）金融機能強化法に基づく株式等の引受け等の申請は、当初、平成20年3月31日までとなっていたが、平成20年12月及び平成23年6月の同法の改正により、平成29年3月31日までとなっている。

2. 公的資金の使用状況

（1）一般勘定

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料（平成23年度の保険料率は決済用預金0.107%、一般預金等0.082%）と政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができるとされている。

なお、一般勘定の借入金等の残高は、平成23年9月末で0となっている。

（注）特例業務勘定（ペイオフコストを超える特別資金援助等を経理）は平成14年度末において廃止され、同勘定の借入金残高3兆873億円は一般勘定に引き継がれた。

(2) 金融再生勘定

① 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を經理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成23年9月末で1兆8,649億円（民間金融機関等借入金2,649億円、預金保険機構債1兆6,000億円）となっている。

(3) 金融機能早期健全化勘定

① 勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を經理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高は、平成23年9月末で2,000億円（預金保険機構債2,000億円）となっている。

(4) 危機対応勘定

① 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第40条の2第2号に掲げる業務等を經理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

危機対応勘定の借入金等の残高は、平成23年9月末で5,000億円（預金保険機構債5,000億円）となっている。

(5) 金融機能強化勘定

① 勘定の性格

金融機能強化勘定は、金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に
係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。
金融機能強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借
入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能強化勘定の借入金等の残高は、平成23年9月末で4,099億円
(民間金融機関等借入金1,299億円、預金保険機構債2,800億円)とな
っている。

(注) 金融機関等経営基盤強化勘定(組織再編成促進特別措置法に基
づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の
業務を経理)は平成16年度末に廃止され、同勘定の借入金残高60
億円は金融機能強化勘定に引き継がれた。

(注) 預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については
〔参考Ⅲ〕参照。

○ 公的資本増強行に対する取組み

1. 金融機能早期健全化法等に基づく経営健全化計画に係るフォローアップ

- ・ 平成23年3月期の経営健全化計画の履行状況報告が、平成23年7月1日に公表された。
(注) 上記公表資料については〔参考Ⅳ－1〕参照。

2. 金融機能強化法に基づく経営強化計画に係るフォローアップ

- ・ 金融機能強化法に基づき資本参加を行った13金融機関から提出された平成23年3月期の経営強化計画の履行状況報告が、平成23年8月5日に公表された。
(注) 経営強化計画の履行状況報告の概要については〔参考Ⅳ－2〕参照。

3. 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加の決定

- ・ 東日本大震災により、今後、金融機関に様々な影響が生じうることを踏まえ、地域における面的な金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心していただける万全の枠組みを設けるため、「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」が平成23年5月27日に国会に提出され、6月22日に可決、成立し、7月27日に改正法が施行された。
同改正法の震災特例に基づき、仙台銀行及び筑波銀行からそれぞれ提出された経営強化計画について審査した結果、いずれも法令に掲げる要件に該当するものと認められたことから、平成23年9月14日、仙台銀行に対し300億円、筑波銀行に対し350億円の資本参加が決定された。
(注) 金融機能強化法の震災特例に基づく資本参加の概要については〔参考Ⅳ－3〕参照。

○ 住専最終処理について

住専債権の回収等が平成23年12月を目途として完了するものとされていることを踏まえ、二次損失の処理等、所要の措置をとり、住専の最終処理を行

うこととされている。

住専最終処理に関し、平成23年4月1日以降平成23年9月30日までの間に行われた主な措置は以下のとおり。

- ・ 平成23年4月1日、住専債権の回収等の業務を円滑に終了するための措置等を講ずるため、政府は「預金保険法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。同法案は、同月22日に衆議院において、5月13日に参議院において可決され、成立した。預金保険法の一部を改正する法律（平成23年法律第45号）は、同月20日に公布された。

同法では、住専最終処理のために、①住専債権の回収に係る二次損失の処理、②住専勘定に残存する住専債権の処理、に係る所要の措置の整備が行われている。

（注）住専最終処理の概要については〔参考Ⅴ〕参照。

（参考）二次損失の処理スキームの概要

- ・ 住専債権の回収に伴い生じた二次損失は、平成8年1月の閣議了解及び特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（以下「住専処理法」という。）に即して、政府と民間金融機関が二分の一ずつ負担する。
- ・ 政府負担分については、関係する資金を活用し、新たな財政措置を回避する。また、民間負担分については、住専処理法の枠内で行われた民間内の調整を尊重する。
- ・ 最終的な二次損失の金額は確定していないが、合計で1兆4,000億円程度になると見込まれており、政府と民間はそれぞれ7,000億円程度を負担することを想定している。
- ・ 二次損失の政府負担分及び民間負担分の処理については、それぞれ以下の資金を充てる。

（政府負担分の内訳）

- ① 住専処理法の規定により、政府負担分の減額に充てることとされている住専債権の簿価超回収益 約2,200億円
- ② 簿価超回収益及び二次損失を除いた住専勘定の累積利益（資金利益等）の二分の一 約1,400億円
- ③ 整理回収機構の回収努力の成果である整理回収機構の協定後勘定の利益 約1,800億円
- ④ 民間金融機関等が国民負担の軽減のために設立した社団法人新金融安定化基金の運用益 約1,600億円

（民間負担分の内訳）

- ① 住専処理法に基づき、民間金融機関の拠出により、預金保険機構

の住専勘定内に設けられた金融安定化拠出基金の運用益 約1,400億円

- ② 簿価超回収益及び二次損失を除いた住専勘定の累積利益（資金利益等）の二分の一 約1,400億円
- ③ 金融安定化拠出基金の元本の一部 約4,200億円

（注）このうち、整理回収機構に対する出資相当額（1,000億円）を除く約3,200億円については、住専処理法に基づき、預金保険機構の一般勘定から同基金への繰入れを行う。

（注）今後、上記の計数については、変動があり得る。